

令和7年度（2025年度） 中小企業総合振興資金一覧

令和7年（2025年）4月1日現在

資金名	貸付区分／枠	融資対象	融資条件								
			資金用途	融資金額	融資期間	融資利率（年率）		信用保証	申込方法		
						固定金利	変動金利 （融資期間が3年を 超える場合に限り）				
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	(1)	事業を営んでいない個人であって、1か月（6か月※）以内に新たに事業を開始するあるいは2か月（6か月※）以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ※（ ）内は、認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合	事業資金	3,500万円以内	1年超10年以内 （うち据置2年以内）	3年以内 1.2% 5年以内 1.4% 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	1.2% （3年超に限る）	必須	あっせん申込み 又は 直接申込み	
		(2)	中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの								
		(3)	事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過しないものが創業者となり、新たに会社（中小企業者に限り）を設立し法人成りしたものであって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの								
		(4)	信用保証協会の「スタートアップ創出促進保証」の対象となるもの								
	ステップ アップ 貸付	政策 サポート	(1)	事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営効率化や人手不足対策などを図ろうとする計画（ステップアップ計画）を推進しようとする中小企業者等	事業資金	8,000万円以内	1年超10年以内 （うち据置1年以内）	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4% （3年超に限る）		任意
			(2)～(7)	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等 対象分野～「食」「国際」「環境・エネルギー」「ものづくり」「商業」及び「事業活性化（経営革新、雇用、生産性向上、IT活用、表彰）」							
		ゼロ カーボン	(8)	ゼロカーボン北海道の実現に関し、「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録した中小企業者又は、北海道地球温暖化防止対策条例に基づく特定事業者である中小企業者等	設備資金	1億円以内	8億円以内 （うち運転資金2億円以内）	1年超10年以内 （うち据置2年以内）	3年以内 1.2% 5年以内 1.4% 7年以内 1.6% 20年以内 1.8%		1.2% （3年超に限る）
			(9)	道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行うもの							
		観光・ 企業立地	(10)	道内において工場、事業所等の施設の新増設を行う企業立地促進補助金の対象業種事業者（対象業種：製造業、半導体関連産業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター、IT産業、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業）	設備資金	8億円以内	1年超15年以内 （うち据置2年以内）				
			事業承継貸付	(1)	現に事業を営んでいる中小企業者等で事業承継を行うもの又は事業継続が困難になった事業者等から事業を引き継ぐ中小企業者等	事業資金 （※2）	1億円以内	1年超10年以内 （うち据置1年以内）	3年以内 1.2% 5年以内 1.4% 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%		1.2% （3年超に限る）
(2)	信用保証協会の「事業承継特別保証」の対象となる中小企業者等 （事業承継を行う予定又は行った中小企業者等で、同保証対象者として規定される財務要件等を満たすもの）							必須			
企業体質強化貸付	—	信用保証協会の「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）」の対象となる中小企業者等（各種再生支援機関による支援やガイドラインを受け策定した再生計画に基づき事業再生に取り組む中小企業者等）	事業資金 （※3）	1億円以内	1年超15年以内 （うち据置3年以内）	金融機関所定の利率		必須			
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	(1)	(7)	最近3か月の売上が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等	事業資金 （※3）	5,000万円以内	1年超10年以内 （うち据置2年以内）	3年以内 1.2% 5年以内 1.4% 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	1.2% （3年超に限る）	あっせん申込み ※認定企業(3)ア については、 直接申込みも 可。	
			(4)	最近3か月の売上が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上が前々年度の売上に比べ減少している中小企業者等							
			(5)	前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等							
		(2)	(6)	最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等							
			ア	最近3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加している中小企業者等							
			イ ウ	最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの							
	認定企業	ア	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であること の市町村長の認定を受けたもの	2億円以内	1年超10年以内 （うち据置3年以内） （※4）	5年以内 1.1% 10年以内 1.3%	1.1% （3年超に限る）	必須			
		イ	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等								
	災害復旧	ア	災害等の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であること の市町村長の認定を受けたもの	16億円以内	1年超20年以内 （うち据置2年以内）	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 20年以内 1.7%	1.1% （3年超に限る）	任意			
		イ	地震、大火、風水害又は冷害等により被害を受けた中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの								
業績向上応援貸付	—	北海道信用保証協会の「業績向上応援保証」の対象となる中小企業者等（経営改善に向けた取組を行う中小企業者等）	事業資金	3,000万円以内	1年超10年以内 （うち据置2年以内）			任意			
防災・減災 貸付	耐震改修 対策	(1)	事業継続計画（BCP）を策定し、災害等にあらかじめ備える取組を行う中小企業者等	事業資金	1億円以内	1年超10年以内 （うち据置1年以内）	3年以内 1.2% 5年以内 1.4% 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	1.2% （3年超に限る）	任意		
		(2)	中小企業等経営強化法に基づく国の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る防災に資する施設等の整備を行う中小企業者等								
	(3)	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物）」を所有する者	設備資金 （耐震改修用）	16億円以内	1年超20年以内 （うち据置2年以内）						
一般経営 資金	一般貸付	(1)	中小企業者等	事業資金 （※3）	8,000万円以内 （協同組合2億円以内） （※5）	1年超10年以内 （うち据置1年以内）	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 10年以内 2.2%	1.6% （3年超に限る）	任意		
		(2)	信用保証協会の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証」の対象となる中小企業者等						必須		
	小規模 企業 貸付	小口	(1)		小規模企業者（従業員20人（商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人）以下の中小企業者等）	5,000万円以内	2,000万円以内 （既存の信用保証協会の 保証付融資残高を含む）	7年以内 設備資金：10年以内 （うち据置1年以内） ※短期（1年以内）の利用可 （短期の場合、一括償還可）	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4% （3年超に限る）	必須
			(2)		信用保証協会の「小口零細企業保証」の対象となる小規模企業者 （小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）が2,000万円未満であるもの）						

（※1）創業貸付（4）は、取扱金融機関において保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する又は、保証申込み時において、プロパー融資の残高がある場合に係る据置期間については3年以内とする取扱も可

（※2）事業承継貸付では、道制度融資以外を含む既往融資残高の借換に要する資金も対象となる。

（※3）企業体質強化貸付、経営環境変化対応貸付、一般貸付及び小規模企業貸付では、既往の道制度融資残高の借換に要する資金も対象となる。

（※4）経営環境変化対応貸付（認定企業(3)ア）は、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた場合に係る据置期間については2年以内となる。

（※5）中小企業等協同組合等にあつては、(2)は上限8,000万円以内かつ(1)と(2)合算で2億円以内